

# 社会福祉法人さざなみ会役員等報酬および費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さざなみ会（以下「法人」という）の役員（理事および監事）および評議員（以下「役員等」とする）、評議員選任・解任委員の報酬および費用弁償について定める。

## (報酬)

第2条 当法人の役員等および評議員選任・解任委員はその地位にあることのみによっては、報酬は支給しないものとする。

2 ただし、理事長報酬については、予算の範囲内において別表1の金額を上限として支払う。

## (費用弁償)

第3条 当法人の役員等および評議員、評議員選任・解任委員が、理事長の指示または理事会の委任を受け法人の業務を行う場合、別表2により費用を弁償する。

2 交通費の実費が別表2の額を超える場合は、社会福祉法人さざなみ会旅費規程に基づき、その実費相当額を支払う。

3 理事長及び当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の費用弁償は支給しない。

## (報酬等の支給方法)

第4条 当法人の役員等および評議員選任・解任委員の報酬および費用弁償は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に当該役員等および評議員選任・解任委員の指定する銀行等の預金口座へ振込む又は業務執行時に現金にて直接支払う。

## (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する

## (改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行なう。

## (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

## 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

職 名	報 酬	
	区 分	金 額
理 事 長	月 額	200,000円

別表2 (第3条関係)

職名	費用弁償	
	区分	金額
理事	日額	10,000円
	半日額	5,000円
監事	日額	10,000円
	半日額	5,000円
評議員	日額	10,000円
	半日額	5,000円
評議員選任・解任委員	日額	6,000円
	半日額	3,000円